

窓口受付時間を短縮します(試行)



令和8年10月から

8時30分～18時 …▶ **9時～16時30分** になります

※開庁時間(本庁8時～18時 支所・出張所8時30分～17時15分)と
電話対応(8時30分～17時15分)に変更はありません。



目 的

窓口業務の効率化・組織の生産性の向上
市民サービスの向上
職員の働き方改革の推進

延長窓口（本庁1階 市民窓口課）

毎月第2・第4木曜日 18時まで

※木曜日が休日にあたる日と年末年始の
閉庁期間を除きます。



窓口受付時間を短縮する部署

本庁本館1階～3階	・ 市民窓口課・保険年金課・障害福祉課・地域福祉課・こども政策課・子育て支援課 ・ 保護課・市民税課・資産税課・債権管理課・健康推進課・介護保険課
本 庁 別 館 1 階	・ 経営管理課
支 所 ・ 出 張 所	・ 各支所地域総務課・各出張所（分室）